

## 研究資料 民設型学童保育所の抱える空間課題 - 大阪市の事例調査より -

塚田 由佳里, 小伊藤 亜希子

大阪市立大学大学院生活科学研究科

The subject of space in a private type of GAKUDOUHOIKU  
- The case of Osaka City -

Yukari TSUKADA, Akiko KOITO

Graduate School of Human Life Science, Osaka City University

**要旨:** 本研究の目的は、今後の学童保育施設の条件整備を進めるため、民設型学童保育所における施設環境の実態を把握し、家庭に代わる生活の場という観点から、その空間課題を明らかにすることである。対象は、民設型学童保育所が主流で施設・設備に関して深刻な課題を抱えていると思われる大阪市内の学童保育所である。アンケート調査とヒアリング調査を行った結果、以下のことが明らかになった。

- ・ 玄関や台所・トイレ設備が住宅・事務所用仕様であるために、複数の子どもたちが使うものとして対応していないところが多い。しかしながら適切に改修を行っている学童保育所はほとんどない。
- ・ 築20年を超える学童保育所では、施設が老朽化しているにも関わらず、十分な補修が行えないまま使用している。非難口がないところが多く玄関が狭いこともあわせると、災害に対する不安が大きい。
- ・ 立ち退き等の理由から移転を繰り返さなくてはならず、安定した保育運営ができないところがある。
- ・ 子どもが自由に遊ぶには施設の床面積が不足しているところが多く、特に長屋や雑居ビル、アパートでは動的遊びと静的遊びの分化は困難であり、後二者では静養空間の確保もできないところが多い。
- ・ 特に長屋やアパート、雑居ビルでは、振動や音が伝わりやすいため近隣に気を遣い子供が自由に過ごせないところが多い。

Keywords : 学童保育 GAKUDOUHOIKU : Care Facility for schoolchildren After School Hours  
大阪市 Osaka City 子どもの居場所 children's place 生活の場 a place of life

### はじめに

#### 1 背景と目的

近年共働き・ひとり親家庭が増えているなかで、学童保育の必要性はますます高まっている。学童保育の歴史は長く、1950年代に「働きながら安心して子育てしたい」「親が働いていて家庭にいない時間を子どもたちが安全で生き生きと過ごしてほしい」という親の強い願いを背景に、繰り返す運動の成果として1997年ようやく児童福祉法に位置づけられた。以降「新エンゼルプラン」の追

い風も受け急増している<sup>1)</sup>。

一方、普及率とともに問題となるのは、それぞれの学童保育が働く親の願いに応えた場になっているのか、入所している子どもたちにとって安全で安心できる生活の場となっているのかという質的な部分である。法制化されたものの、施設・設備に関する最低基準は未だ明確になっておらず<sup>2)</sup>、補助基準<sup>3)</sup>はあるものの広さに関してのみであり、家庭に代わる子どもの生活環境が保障されているとは言えない。近年、全国においては自治体や運営

委員会による運営が6割を占めており、公社・社協や法人による運営が増えている(表1)。法制化以降、小学校の余裕教室や児童館などの公的施設を利用するところが8割を越え、施設の公設化が進んでいる(表2)。一方、民家・アパートなどの利用は減少傾向にあるものの、依然として約1,200カ所存在する。前者の場合でも専用とは限らず、改修することなく間借り的な利用をしているところが多く、ほとんどが一教室分で、子どもたちが生活するために必要な広さや設備が不十分といった問題がある。後者の場合は、老朽狭小や近所からの苦情、高額な家賃負担、立ち退きを迫られるなど深刻な問題を抱えている。

表1 全国における運営主体別学童保育所数の変化

運営主体	02年	02年(%)	97年(%)	97年比
自治体	6262	48.8	50.2	-1.4
公社社協	1557	12.1	8.3	+3.8
運営委員会	2052	16.0	17.7	-1.7
父母会	1522	11.9	15.5	-3.6
法人・個人	1298	10.1	6.4	+3.7
その他	134	1.0	1.8	-0.8
合計	12825	100.0	100.0	

全国学童保育連絡協議会調べ

表2 全国における開設場所別学童保育所数の変化

開設場所	02年	02年(%)	97年(%)	97年比
学校施設内	5557	43.3	39.8	+3.5
児童館内	2399	18.7	22.5	-3.8
その他の公共施設	2461	19.2	17.0	+2.2
民家・アパート	1179	9.2	13.1	-4.4
法人施設内	807	6.3	3.9	+2.4
その他	422	3.3	3.2	+0.1
合計	12825	100.0	100.0	

全国学童保育連絡協議会調べ

そこで本研究では、今後の学童保育施設の条件整備を進めるため、民設型学童保育が主流で、施設・設備に関して深刻な問題を抱えていると思われる大阪市内の学童保育所を対象とし、(1)民設型学童保育所の施設環境の実態を把握し、(2)家庭に代わる生活の場という観点から、その空間課題を明らかにすることを目的とする。

現在大阪市では学童保育(放課後健全育成事業)のほかに、すべての児童を対象にした「いきいき放課後事業」と「子どもの家事業」を独自に実施している。前者は小

学校の空き教室で、後者は児童館などの法人施設において、無料で遊び場を提供している。いずれも放課後や学校休業日を過ごす居場所のひとつではあるが、遊びを通して児童の健全育成を図る目的であるこれらの施策は、親が労働のために家にいない間の子どもたちの生活を守る学童保育の役割とは異なる。学童保育所には遊びの場だけでなく、家庭に代わる生活の場として安心して自由に過ごせる空間が求められる。

## 2 既往研究の検討と本研究の位置づけ

学童保育所に関する既往研究は、運営・設置形態から利用実態をとらえたものや学童保育所の役割に関するもの、保育空間が子どもの行動に与える影響をとらえたものがいくつかあるが、必要な室空間や空間条件に焦点を当てたものは少ない。

学童保育の空間に関するものとして、1)民家型学童保育所の空間構成に焦点をあてた三矢らの調査<sup>1)</sup>、2)室の分節とその有効性に着目した今井らの一連の研究<sup>2)3)4)</sup>、3)民家や地域施設を利用した地域型学童保育所の特性と子どもの過ごし方との関係を考察した横山らの研究<sup>5)6)</sup>がある。

1)は法制化以前に行われているが、民家型学童保育所に必要とする室機能を充足するためには、活動に使われる実効床面積が児童1人当たり2.5㎡の規模を必要とし、さらに必要な室・空間については一斉の活動だけでなく、子ども一人ひとりの自由な遊びを充実させる空間の重要性を指摘しており、参考になる。

2)では、目的に応じた室の使い分けが行為種類数や継続的な行為に影響を与えることをふまえ、完全分離すべき空間として「動的遊びの空間と静的遊びの空間」、「静養スペース」を挙げており、後者に関しては指導員が子どもの様子をすぐに見ることができ、同時に何かあったとき子どもが指導員を呼びやすい空間配置にすべきとしている。そのほか、「静的遊びの空間」は単独使用とグループ使用によって分けられることが望ましいとし、完全に分離せず分けるべき空間として「遊びの空間と宿題・おやつ空間(拠点空間)」を挙げており、遊びと宿題の2つの行為が同時に行える空間の必要性を指摘している点は重要である。

3)では、地域に密着した学童保育の運営を評価したうえで、民家型学童保育の空間特性として 間仕切りなどによる空間の使い分け、家主の許可さえあれば改修が手軽なこと、住宅設備・機能の活用 ごろごろできる、開放感といった住宅らしさへの利用者側の評価が高く、低いのは空間の狭さのみであったが、多様な施設の利点

を生かした施設計画を考えるうえで参考になる。

これらの研究によって、広さや室の分節等、学童保育所に求められる物理的な空間条件が一定明らかにされてきた。しかし民設型学童保育では民家・アパート等を使用しているために、立ち退き等で安定して施設を使用できない、声や振動を気遣って自由に過ごせないなど、物理的な空間条件だけでは解決できない問題も抱えている。本研究では学童保育所が「家庭に代わる生活の場」であることを重視し、地域との交流などの社会的問題も視野に入れ、後で述べるようなそれを保障するための空間条件を設定して民設型学童保育所が抱える空間課題の析出を試みた。また民設型学童保育では施設タイプによって抱える問題が違うことから、施設タイプ別の特性を明らかにした。

### 3 方法

学童保育の実態を把握するために、以下の調査を行った。

1) 大阪市内学童保育一覧<sup>7)</sup>に掲載されている学童保育所134クラブを対象として、郵送配布・回収によるアンケートを実施した。調査時期は2002年11月～2003年1月で、主な調査項目は 学童保育の概要、学童保育施設・設備の現状、学童保育での子どもたちの活動、学童保育周辺の地域環境である。なお、回収数は36、有効回収率は26.9%であった。

2) 開設場所によって分類した6つの施設タイプごとに、アンケート回答クラブのなかから協力の得られた学童保育所1クラブないし2クラブを選び出し、その指導員に対して 保育空間の使い方、施設・設備に対する評価、地域との関係などについてヒアリングを実施した。ただし作業所内学童保育所(1カ所)は協力が得られなかったため除く。ヒアリングの調査時期は2002年1月～2月

である。ヒアリング対象学童保育所の概要を表3に示す。

### 4 生活の場であることを保障する条件

「家庭に代わる生活の場」であることを保障する条件を以下のように設定した。

#### 1) 基本的な生活行為が保障されていること

基本的な生活行為とはおやつを含む食事や昼寝などの静養、排泄、着替えなど、毎日の生活を営む上で必要な行為を指し、ここでは社会的に意図された学習の行為である宿題も含めるものとする。このような毎日の基本的な生活行為を保障しうる空間・設備は、毎日継続的に使用できることが必要である。

#### 2) 安心して過ごせること

安心して過ごせる場とは、信頼関係のある大人(指導員)に見守られるなかで、危険や不安にさらされることなく過ごせる空間とし、災害に対する安全が確保され、施設を継続的に安定して利用できることが求められる。

#### 3) 自由に過ごせること

集団での取り組みや遊びのような積極的な行為だけでなく、ひとり遊びやほっとくつろぐ、ぼーっとする、疲れたときにごろんと横になるなど気晴らし・余暇的な行為を含めた気ままな行為が保障され、さらに子どもの自然な動きや発声が制限されないことが求められる。

以上の観点に照らして、現状の空間における問題点を検証していく。

### ・大阪市内の学童保育所の特徴

#### 1 運営上の特徴

##### a 運営主体と開設場所

回答が得られた学童保育36クラブのうち、「父母会」が30クラブ、社会福祉法人や学校法人を含む「法人」が5クラブ、「不明」が1クラブと父母会運営が多い

表3 ヒアリング対象学童保育所

NO	所在区	運営主体	開設場所	面積 (㎡)	児童数 (低)	障害児 (人数)	指導員数 (配置)	対象児童	保育料
1	東住吉	父母会	木造2階建戸建 (2階は未使用)	—	10(7)	—	4(1.5)	1～6年	14,000
2	北	父母会	RC造雑居ビル3階	—	11(6)	×	1(1)	1～4年	10,000
3	城東	父母会	木造2階建長屋1階部分	28	12(7)	△	2(1)	1～6年	14,500
4	東成	父母会	RC造2階建戸建	—	25(6)	○(11)	6(4)	健)1～6年 障)～18歳	—
5	西淀川	父母会	木造2階建長屋	60.5	22(15)	○(1)	2(2)	1～6年	19,400
6	住吉	社会福祉法人	保育園敷地内 木造2階建戸建	68	28(20)	○(1)	1(1)	1～4年	12,000
7	西成	父母会	RC造マンション1階	50	11(6)	○(1)	1(1)	1～6年	16,100

○受け入れている △受け入れ可能 ×受け入れていない

(83.3%)。その開設場所をみると、「連戸建(長屋)」が14クラブで最も多く、次いで「一戸建て」が7クラブ、「雑居ビル内」が6クラブ、「アパート・マンション」が4クラブと続き、これらを合わせた31クラブ(86.1%)は、住居・事務所用施設を利用していることがわかる。(図1) そのほか「保育園・幼稚園内」が3クラブ、「作業所内」が1クラブ、「不明」が1クラブである。

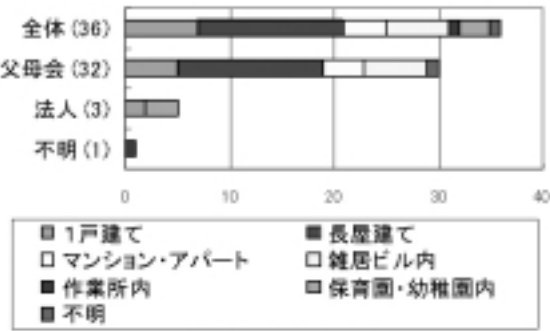


図1 運営主体別開設場所

b 保育時間

平日における閉所時刻は「~17:00まで」のところは1クラブのみである。「17:01~18:00まで」が17クラブ、「18:01~19:00」が15クラブあり、2002年厚生省による全国の閉所時刻<sup>9)</sup>と比較すると、遅い時間帯に山がある(図2)。さらに「親の都合」や「お迎えが遅れるとき」、「家族と連絡が取れないとき」など状況に応じて、延長保育を行っているところが23クラブ(63.9%)あり、延長保育を含めた実質の閉所時刻は「18:01~20:30まで」が23クラブ(63.9%)にもものぼる。

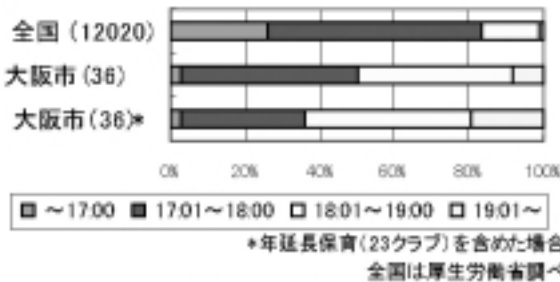


図2 平日における閉所時刻

完全学校週5日制開始直前に行われた『土曜日開設に関する調査』<sup>9)</sup>によると、全国327市区町村のうち、78.3%は開所していると答えているが、21.7%は閉所している<sup>7)</sup>。学校5日制実施後の現在、回答が得られた大阪市内の学童保育所36クラブのうち「月1回閉所」の2クラブと「月2回閉所」の1クラブを除いた33クラブ(91.7%)は全土曜日開所している。

c 対象児童・指導員

対象児童は、児童福祉法に定められている「おおむね10歳未満」のところは2クラブのみで、「6年生まで」のところは28クラブ(77.8%)ある。そのうち5クラブは、障害児は18歳まで受け入れると答えており、学年別の登録児童数を図3に示す。また、調査を行った2002年現在、障害児を受け入れている、あるいは受け入れることができるところは36クラブ中16クラブ(44.5%)であった。

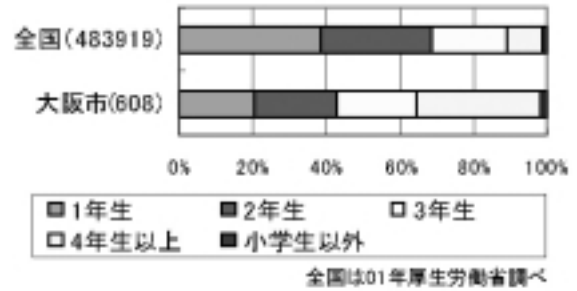


図3 学年別登録児童数の割合

図4は各学童保育の登録児童数を表している。1クラブあたりの平均児童数は19人と比較的小規模で、平均職員数が2.5人、職員配置は「2人」(17クラブ)が最も多く、複数配置(28クラブ)が多いことからきめ細やかな保育が可能である。しかしながら指導員が1人しかいないところが7クラブある(残りの1クラブは不明)。

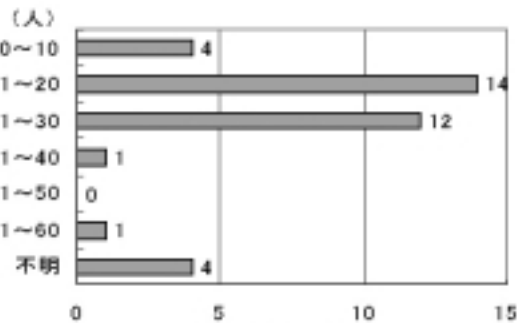


図4 登録児童数

d 保育料

月額保育料は全国平均が5,716円であるのに対し、大阪市では補助金が少ないため保育料で運営をせざるを得ず、各学童保育によって大きな差がある。平均15,821円と高額で、18,000円以上が10クラブ、なかには2万円を超えるところ(2クラブ)までである(図5)。

以上より、大阪市内の民設型学童保育所は父母会運営が多いため、父母自らが運営にかかわることで、親の意向が反映されやすい保育運営が行われている。親の就労状況に応じた開設・保育時間や延長保育の実施、加えて保育可能な施設条件の範囲内で、高学年児童・障害児の弾力的な受け入れをしている点は、高い保育料を払って

でも利用している理由のひとつと思われる。

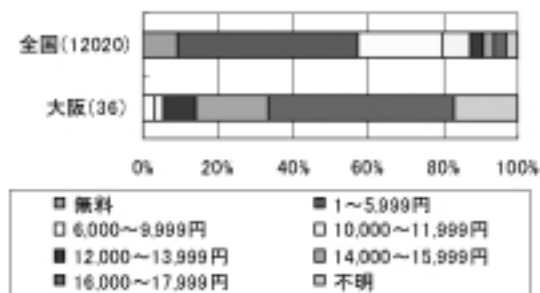


図5 保育料

図5 保育料

## 2 施設整備及び施設利用の安定性

開設場所については民家・アパートでの実施が多いことは既に述べた(図1)。回答が得られた27クラブの施設の構造は、「木造」(15クラブ)と「RC造」(11クラブ)が多い。前者は長屋(10/11)に多く、後者は雑居ビル(5/6)に多い。戸建では木造(4/7)と「RC造」(3/7)、アパート・マンションは木造、RC造、S造(それぞれ1クラブ)とさまざまである(図6)。

回答の得られた17クラブの築年数を見ると(図7)。

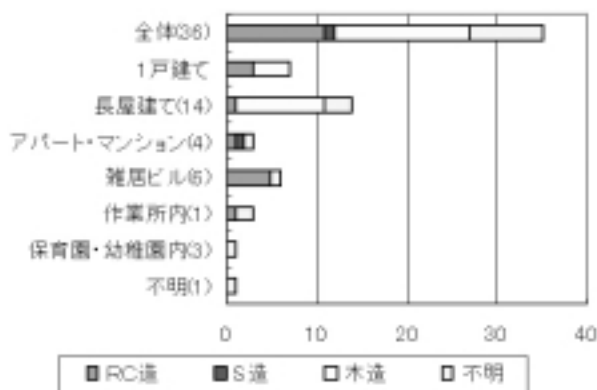


図6 構造

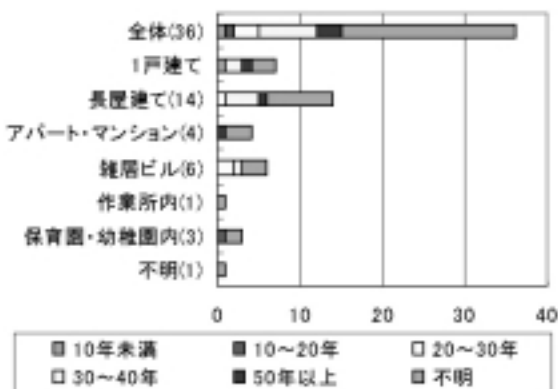


図7 築年数

「10年未満」が18クラブと半数を占めているが、「10年以上20年未満」(1クラブ)、「20年以上30年未満」(3クラブ)、「30年以上40年未満」(4クラブ)、「50年以上」(3クラブ)と古い施設を利用しているところも一定数見られる。特に長屋では、回答の得られた7クラブすべてが「30年以上」である。

施設が老朽化していると感じている学童保育所は36クラブ中26クラブ(72.2%)もあり、「地震のとき心配」(13クラブ)、「壁にひび割れがある」(8クラブ)、「傾いている」(9クラブ)、「雨漏りがする」(7クラブ)のほか「床が抜けてしまうかもしれない」等の記述も見られ、毎日の放課後を継続して利用する生活の場として安心できる最低限の条件も整備できていない実態がうかがえる。「地震のとき心配」と答えているところはすべて築20年以上、「壁にひび割れがある」、「傾いている」、「雨漏りがする」と答えているところはすべて築30年以上の施設で、「築20年未満」の施設では見られない(図8)。

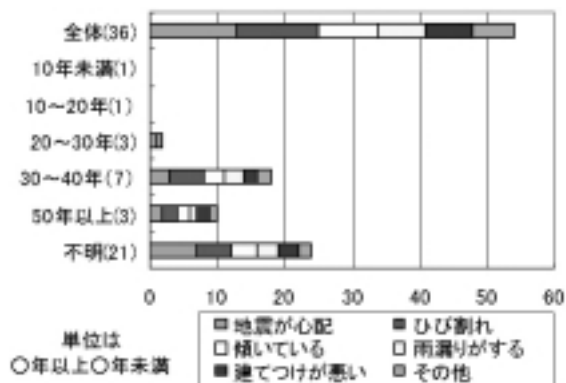


図8 築年数からみた施設の老朽化

学童保育所として使用するために入居時に25クラブ(69.4%)が改修を行っていたが、不明を除いた残りの8クラブは改修を行っておらず、整備することなく使用している。その改修内容を見ると「壁や床の張替え・畳の交換」、「建具の取付け・交換」、「トイレの設置」などの補修的なものが多く、「押入れを撤去して広く使えるようにした」、「吹き抜け部分に床を設置した」、「子どもが使いやすいような台所設備を取り替えた」、「防音材を貼り付けた」(各1クラブ)のような積極的な改修は少ない(表4)。改修を行っているのは築20年以上の施設であるが、2クラブは「築30年以上」であっても改修せずに使用している(図9)。施設タイプ別にみると、長屋や戸建、雑居ビルに改修を行ったところが多い。

さらに17クラブ(47.2%)が入所後に施設の改修を行っており、その改修内容は「雨漏りや床抜きの修復」、「建てつけの悪い扉の取替え」、「コンセント・給湯設備」

表4 入所前の改修内容

改修箇所	主な改修内容	総数
躯体 (施工)	・砂壁にベニヤ板を貼り付けた ・土間をフローリングにした ・畳の交換 ・防音材の貼り付け	20
建具	・吊棚を取り付けた ・ドアを取り替えた ・押入れ・ふすまを撤去した	13
設備	・トイレ・流し台・手洗い場の設置 ・下駄箱・ロッカーの設置 ・車椅子用スロープを設けた	20

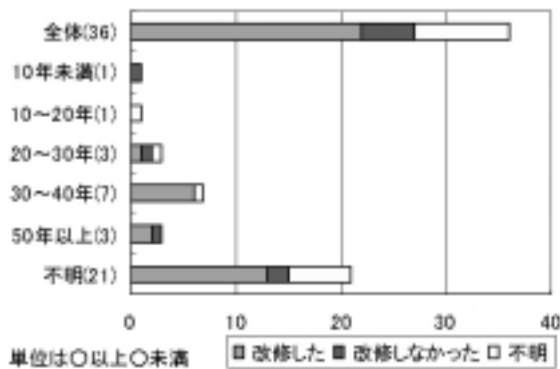


図9 築年数からみた入居前の改修の有無

表5 入所後の改修内容

改修箇所	主な改修内容	総数
躯体 (施工)	・雨漏りの修復 ・外壁の塗装 ・水周りの補強 ・雨漏りではがれた壁紙の張替え	17
建具	・障子付けの悪い玄関扉の取替え	5
設備	コンセント・湯沸かし器	2
外部	・玄関前の穴うめ・舗装	2

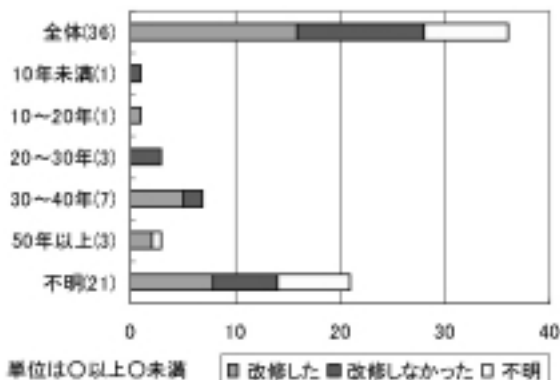


図10 築年数からみた入居後の改修の有無

「外装の塗り替え」、「玄関前の舗装・整備」と、これらもやはり補修的なものにとどまっている(表5)。入所後に施設改修を行っていたところは、築年数からみると、「10年以上20年未満」が1クラブみられるが、「30年以上」のところはほとんどで、戸建や長屋に多い(図10)。

36クラブのうち半数の18クラブがこれまでに施設を移転したことがあると答えており(図11)。その回数は1、2回だけにとどまらず、3回以上と何度も繰り返しているところが4クラブもある。移転の理由を尋ねると、最も多いのが「家主から立ち退きを要求された」(8クラブ)であり、老朽化や狭さといった物理的な理由がそれに続く。さらに現在の施設を今後も安定して使用できるかたずねたところ、9クラブが「使用期限」や「老朽化」「近所からの苦情」が理由で移転しなくてはならない状況にある。このような老朽化や安定した施設使用ができないことは、生活の場としての条件2)安心して過ごせることを保障するうえで大きな障害となっている。

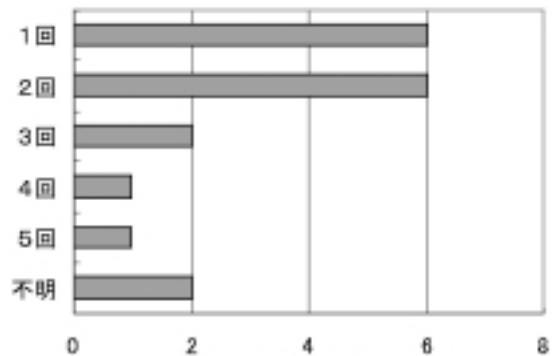


図11 移転回数

### 3 保育空間

#### a 広さ

占有面積についての回答が得られた20クラブの平均占有面積は49.6㎡で、1クラブあたり平均19人の児童が在籍していることから、児童一人当たり2.61㎡/人となっている。

図12は広さに対する評価を表している。子どもが過ごす場として「十分な広さがある」と答えたところは7クラブ(19.4%)にとどまり、「相撲のような動的遊びや駒まわしのようなスペースが必要な玩具遊びができない」の記述のように「子どもがのびのび遊ぶには狭い」と答えたところは25クラブ(69.4%)である。「日常生活に支障があるくらい狭い」と答えた4クラブでは「全員が集まると隣の人と当たる」、「机を出しておやつや食事できない」、「寝転べない」などの記述が見られ、基本

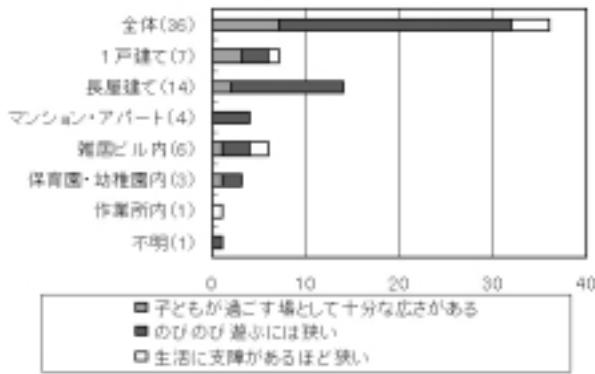


図12 保育空間の広さ

表6 広さの評価からみた平均占有面積と児童一人当たりの面積

広さに対する評価 (占有面積についての回答数/該当数)	占有面積 (㎡)	1人当たりの 面積(㎡/人)
十分な広さがある(3/7)	60.67	2.60
のびのび遊ぶには狭い(13/25)	45.30	2.33
生活に支障があるほど狭い(2/4)	34.13	1.22

的生活行為を行う空間が保障されていない深刻な実態があることがわかった。

広さの評価からみた総占有面積と児童一人当たりの面積の平均を表6に示す。総占有面積と児童一人当たりの面積両方が評価につながっていると思われる。児童一人当たりの面積を見ると、子どもが過ごす場として「十分な広さがある」と答えているところであっても平均2.6㎡/人にとどまっており、子ども未来財団の補助基準である3.18㎡/人<sup>3)</sup>を下回っている。学童保育連絡協議会の要求基準3.96㎡/人<sup>4)</sup>には遠く及ばない。「生活に支障があるほど狭い」ところにいたっては1.2㎡/人と畳1畳分の広さもなく、寝転ぶことすら困難な様子が見える。

施設タイプから占有面積の分布(図13)をみると、戸建や保育園・幼稚園内は比較的面積が大きいですが、雑居ビ

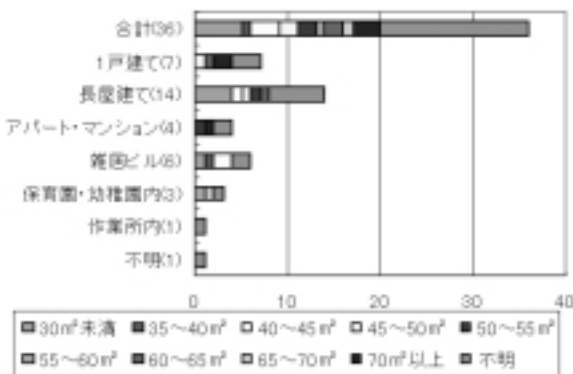


図13 占有面積

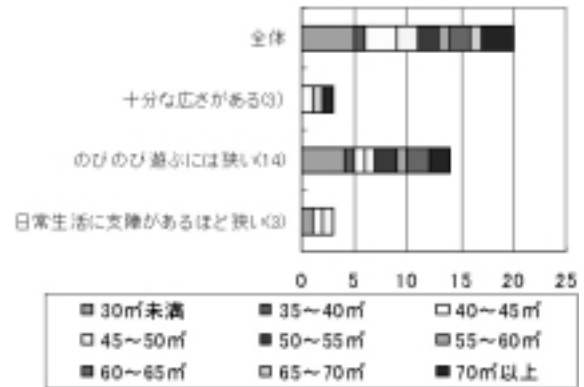


図14 広さに対する評価からみた占有面積

ルはすべて45㎡未満で小規模である。長屋で大小の幅が大きいのは、使用階数の差と思われる。広さに対する評価(図14)をみても、保育園・幼稚園内や戸建では比較的评价が高いが、雑居ビルでは低く、特に「生活に支障が出るほど狭い」と答えている4クラブのうち、半数は雑居ビルである。

1日の活動表の例

時刻	活動内容
11:00	開所
14:00	子どもたちが来所 着替えてから運動靴を見せ、管理をする 管理が終わった子どもから室内遊び (ソフトボールの投げあい、トランプ、 お絵かきなど)
16:00	おやつ(食べたい子ども全員で用意・ 片づけ、いらない子どもは外遊び) 片づけが終わったら、外遊びをする
17:15	外遊び終了 みんなで学童保育に帰って終わりの会
17:30	帰宅
18:00	お迎えを待ち、延長保育の子どもが帰宅
8:00	開所。宿題、自分で決めた学習をする
9:00	読書・トランプ・お絵かきなど静的遊び
10:00	自由遊び 外遊びはドッジボール、鬼ごっこなど 室内遊びはドングジャラ、トランプ、お絵 かきなど
11:30	お昼ごはんの準備
12:00	お昼ごはん 最後に食べ終わった子どもが片づけの 合図
13:00	お昼寝(お昼寝をしない子は、別の部屋 で静かに読書やお絵かき等の一人遊び)
14:00	自由遊び
16:00	おやつ(食べたい子ども全員で用意・片 づけ)
16:30	全員で外遊び
17:15	外遊び終了 みんなで学童保育に帰って終わりの会
17:30	帰宅
18:00	お迎えを待ち、延長保育の子どもが帰宅

b 遊戯室と生活室

各クラブの1日の活動表をみると、活動的に遊ぶだけでなく、宿題をしたり昼寝をしたりする場が必要であることがわかる。活動表の一例を表7に示す。生活室とは昼食やおやつ、昼寝といった基本的な生活行為及び静的遊びを行う部屋を指し、遊戯室は飛んだりじゃれあったりするような、主に動的遊びなどをする空間として用意された部屋を指す。「動的遊びと宿題を含めた静的遊びを分ける空間がある」と答えたところは15クラブ、ないところは21クラブで後者の方が多い(図15)。施設タイプ別にみると、「保育園・幼稚園内」はすべて遊びを分けることができおり、次いで「戸建」でも多い(5クラブ)が、「雑居ビル」(1クラブ)「アパート・マンション」(1クラブ)「長屋」(4クラブ)では分ける空間はほとんどない。「本を読んでいる子どもの傍で、他の子どもがチャンバラするのでトラブルの原因になる」、「統一した遊びに偏ってしまい、一人ひとりがしたいことを実現するだけのスペースがない」など(自由記述より)動的遊びと静的遊びの混在のためにやりたいことにじっくり取り組めない、自由に行動できない様子がうかがえる。

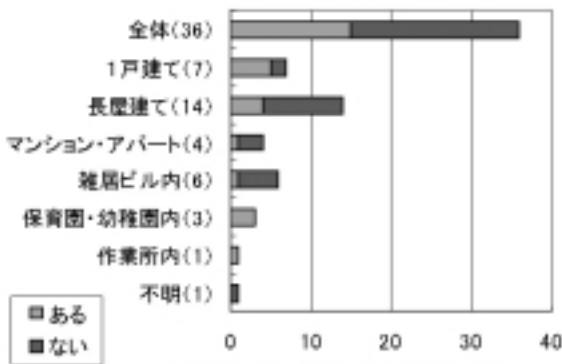


図15 動的遊びと静的遊びを分ける空間

さらに、施設の空間的制約からしたくてもできない遊びがあると答えたところが22クラブあり(61.1%)。施設タイプ別にみると、「雑居ビル」(5クラブ)ではほとんどがあると答えており、「長屋」(9クラブ)「戸建」(4クラブ)「アパート・マンション」(2クラブ)と続く。保育園・幼稚園内では見られない。図16はできない遊びを表しており、「動的遊び」はできない遊びがあると答えたすべての施設タイプで見られる。特に戸建や長屋、雑居ビルで目立つ。「歌や楽器を使った遊び」は、木造が多く隣家と接している長屋で、「庭先遊び」は、庭や車の通らない路地のような遊べる外部空間がない雑居ビルでできない遊びとして見られるのが特徴的である。

c 静養スペース

学童保育所では、子どもの具合が悪くなった場合に休むことがあり、静養できる空間が必要である。図17は静養スペースの有無を表している。静養スペースが確保されているところは13クラブにとどまり、そのうち静養室があるところは保育園併用静養室をあわせて4クラブのみで、静養スペースがあってもコーナーを設けているところのほうが多い(9クラブ)。6クラブは状況に応じて確保できると答えているが、23クラブは専用の静養スペースは確保されていない。

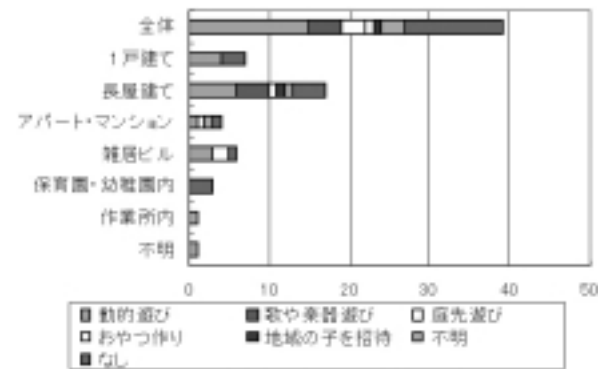


図16 施設の空間からやりたくてもできない遊び

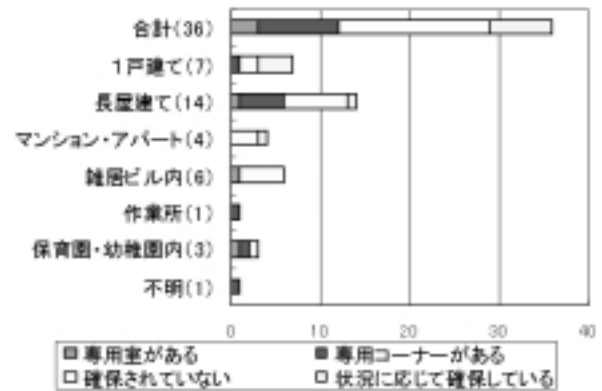


図17 静養スペース

施設タイプ別にみると、長屋では比較的専用スペースがあるところが多く(6クラブ)、間仕切りや階によって分けていた。しかし戸建では少ない。静養スペースのないクラブでは「生活室との区別がなく、仕切りもないので休んでいる子どものそばで他の子どもたちが遊び、ゆっくり休めない」、「常時静養できる空間を確保できないため、子どもたちの遊びを中断せざるを得ない」などの問題を抱えている。

d 事務スペース



子どもの日誌を書いたり、親へのお便りを作ったりすることは、学童保育の重要な仕事の一環である。しかしそのための事務スペースがあるところは16クラブで、ないところのほうが20クラブと多い(図18)。施設タイプ別にみると、長屋や保育園・幼稚園内では専用スペースが確保されているところが半数を超えており、雑居ビルやアパート・マンションでも若干確保されているが、戸建では専用スペースは見られない。ないところでは子どもが帰ってくる前や自宅に持ち帰って行わざるを得ない。事務スペースがある場合でも「もう少し広さがほしい」(3クラブ)、「使いづらい場所にあるため、あっても使っていない」(2クラブ)という記述が見られた。書類の収納や事務指導員の話し合いのためにも、子どもが遊ぶ空間から独立した指導員用の空間が必要と思われる。

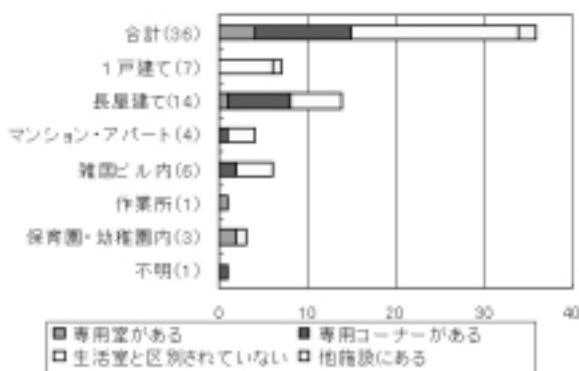


図18 事務スペース

このように、多くの学童保育所が、施設の狭さを最も根本的で深刻な問題として抱えており、そのため動的遊びと静的遊びの空間を分離することができず、また静養スペースや事務スペースの確保も困難になっているという実態が明らかになった。前者は主に、生活の場としての条件1) 基本的な生活行為が保障されていること、後者は主に3)自由に過ごせることの生涯になっている。施設タイプ別には、長屋では静養スペース・事務室など小さな面積があればよい空間を分けることはできているが、遊戯室のような広い面積を必要とする空間をとることは困難である。一方、戸建てでは遊戯室を分けることを優先しているために静養室・事務室は犠牲になっている。雑居ビルやアパート・マンションでは占有面積が小さいために必要な空間分離がほとんどできていないところが多かった。

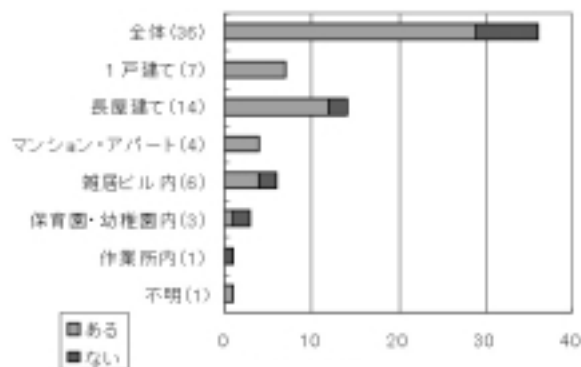


図19 玄関

#### e 玄関

22クラブは「こどもが自由に靴を脱いだり、傘をたたんだりできる広さの玄関がある」と答えているが、ないところが13クラブある。施設タイプ別にみると、保育園・幼稚園ではすべてであると答えているが、そのほかは半数強しかあると答えていない。「玄関扉が狭いので、子供の出入りが重なると押し合いになって危険な場合がある」、「狭いために靴箱が玄関に置けない」、「一人ひとり入らなければならない、雨の日は外で傘をたたんでから中に入るのぬれてしまう」などの「狭さ」に関する記述が多く(総数10)住宅・事務所用の施設を利用しているため、出入り口が多数の子どもの出入りに対応していないことによる支障が出ていることがわかる(図19)。特に「障害児が多数いるのに、車椅子用のスロープがなく、段差もある」という記述にみられるように、障害児に対応したバリアフリー化は、障害児を受け入れているクラブが多い事実を照らして急務である。

## 4 設備

### a 台所設備

1日の活動表から、土曜日や長期休暇中は1日を過ごすため昼食作りをしているところが19クラブ、おやつ作りに取り組んでいるところが33クラブあり、そのための台所設備は生活の場である学童保育には欠かせないものになっていることがわかる。図20は施設タイプ別台所設備

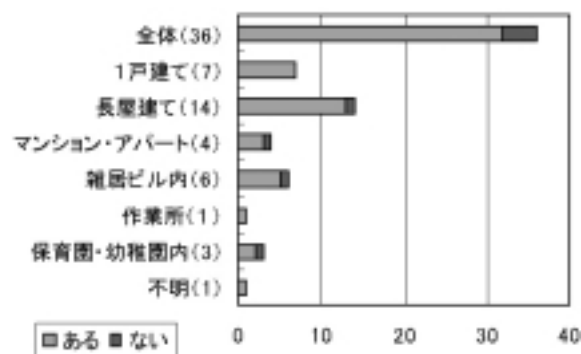


図20 おやつ作りができる台所設備の有無

の有無の分布である。「おやつ作りができる台所設備がない」4クラブは、保育室に調理器具を持ち込んで取り組むなど努力しており、残りの32クラブは設備があっても「家庭用台所では狭く、複数の子どもが同時には使えない」(10クラブ)、「子どもには使いづらい」(4クラブ)「設備が不十分」(3クラブ)などの記述があり、おやつや食事を作る事ができる空間と設備に対する要求は大きいと思われるが、住宅・事務所用設備の限界がみとれる。

#### b トイレ

図21は専用トイレの有無、図22は便器数を表している。専用トイレがない7クラブは併設保育園のトイレを共用、あるいは雑居ビルなどの共同トイレを使用している。雑居ビルでは「離れたところにあり知らない人も使うので、低学年の子どもが怖がる」という意見があった(2クラブ、ヒアリングNo.2から)。専用トイレがあっても(29クラブ)便器がひとつのみのところが22クラブあり、「便器の個数が子どもの人数に対応しておらず、外出時・帰着時に時間がかかってしまう」(4クラブ)「小学校高学年には、男女別のほうが望ましい」(3クラブ)「車椅子使用者には大変狭い」、「便器の個数を増やした

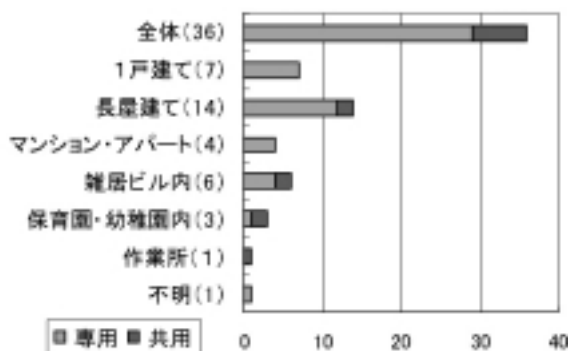


図21 トイレ

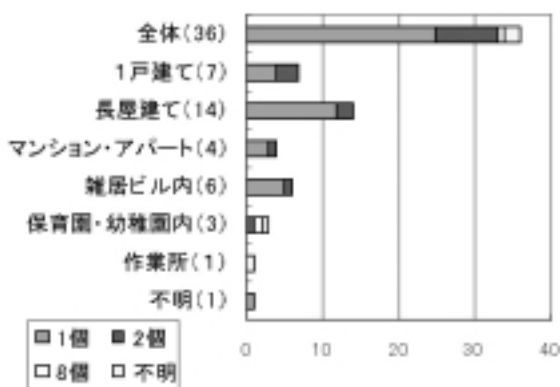


図22 便器数

いが、借家なので家主の許可が要るし費用もない」(1クラブ)など現状に対する不満は多い。

#### c シャワー室

どろ足を洗ったり、夏場はシャワーをしたりできることが望ましいが、シャワーがあるクラブは9クラブのみで、ないところのほうが27クラブと多い。設備があっても施設が狭いために、物置スペースになっていたりして機能していないところが3クラブあり、実質上シャワーを使っているところはわずかであった。

#### d 非難口

非難口があるところは11クラブのみで、不明な2クラブを除く23クラブ(63.9%)には非難口がない(図23)。

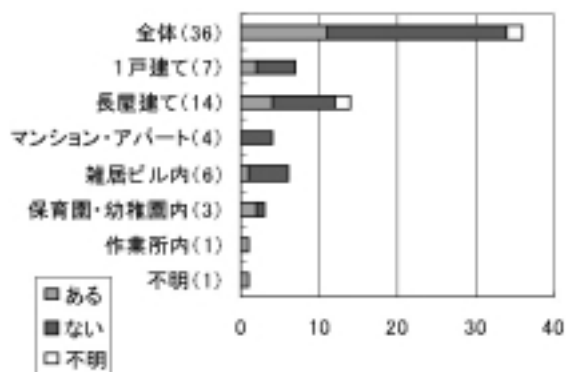


図23 非難口

施設タイプ別にみると(図20)保育園・幼稚園内ではあるところが多い(2/3)が、その他の施設では半数にも満たず、特にアパート・マンション(4/4クラブ)や雑居ビル(5/6クラブ)にはほとんどない。4割弱の学童保育所が「老朽化しているので地震が心配」と答えていることを考えると、安心して過ごせるように非難口は必要である。

このように、住宅用や事務所用施設であるために、設備があっても複数の子どもの使用に対応していない実態が明らかになった。このことは、生活の場としての条件1) 基本的な生活行為が保障されていることの観点から、また玄関も狭く4割近くが「老朽化のため地震の時心配」と答えていることもあわせると、生活の場としての条件2) 安心してすごせることの観点から大きな問題である。災害に対する不安を減らし、また災害時に安全に非難できることが求められる。

以上の問題を具体的な事例でみる。図24は最も多かった長屋で開設している学童保育所の例(ヒアリング対象NO.3)である。限られた狭い床面積のなかで生活室を

確保するのがやっとで、必要な遊戯室や静養室の確保ができない様子が見られる。この事例では「くつろげる家感覚」を大切にしており、襖や押入れを撤去し、戸棚を壁面上部に増設して、寝転がって遊べるような空間を確保しようとする意識が見られる。間仕切り等で空間の大きさや機能を手軽に分けられることは民家施設の利点の一つと評価できる。それでも狭く、室内遊びは読書やカードゲームなど静的な遊びに限られる。静養スペースを確保したいが、生活室兼遊戯室の寝転んで遊べる広さを確保することが優先されている。玄関や台所はあっても複数の子どもでは同時に使用できず、トイレも併用便器ひとつなので、外出時や帰着時は時間がかかってしまう。非難口として使える勝手口があるが、隣家が接近して建てられており、外に出ることはできない。開口部は台所の窓と玄関のみで、玄関が狭いことを考えると災害時に對し、安心できない。

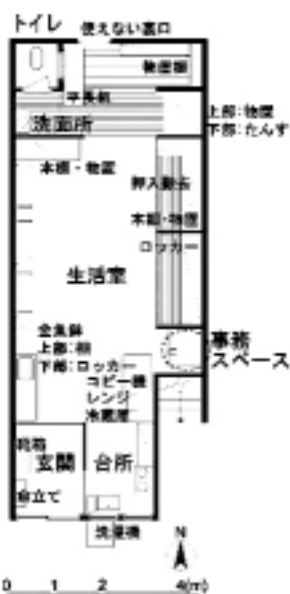


図24 長屋を利用した学童保育所の例

## 5. 周辺環境

### a 学童保育所の立地

学童保育所は、放課後家の代わりに過ごす場所であることから、子どもが自分で通える距離にあることが必要である。子どもが通う各小学校から学童保育所まで、学童保育所から家まで、子どもが歩いたときにかかる時間を表8にそれぞれ示す。

各小学校から学童保育所までかかる時間は、5分～25分のところに山があり、おおむね歩いて行けるとところに立地している。学童保育所から子どもの家までかかる時間

表8 学童保育所までの所要時間

所要時間	各小学校- 学童 (33)	学童保育-自宅	
		平均(33)	最遠(29)
5分未満	4	0	0
5～10分未満	20	15	0
10～15分未満	21	11	1
15～20分未満	16	6	6
20～25分未満	10	0	8
25～30分未満	3	0	2
30～40分未満	4	0	7
40～50分未満	0	0	3
50～60分未満	1	0	0
60分以上	0	0	2

表9 一緒に帰る相手

相手 (子ども)	総数	相手 (大人)	総数
友だち・兄弟	26	親	20
ひとり	3	指導員	13
		友だちの親	1

「途中で駅に迎えに来てもらう」(相は親に含めた)

表10 危険な場所

場所	総数	記述
道路	大通り	12 ・車の交通量が多い ・信号が多い
	裏通り	2 ・人通りの少ない道 ・スピード超過の車がたくさん走っている。
交差点	1	・信号がなく危険
踏み切り	2	・踏面電車が走っている
住宅地	1	・電灯のないところがある
商店街		

は「5分～10分未満」が比較的多いが、最も遠い子どもの家までは、6割が「20～60分」かかる(22クラブ)と答えており、そのうち「30分以上」が12クラブある。これは自分の小学校区に学童保育がなく、小学校区を越えて通っている子どもが含まれているためと思われる。

一緒に帰る相手を表9に示す。最も多いのは「友達・きょうだい」であるが、親や指導員などの大人と一緒に帰ることも多い。これは、延長保育の利用等で帰宅が遅いこと、また危険な場所が多く(表10)、子どもだけでは事故や犯罪に対する心配が大きいためと考えられる(図25)。

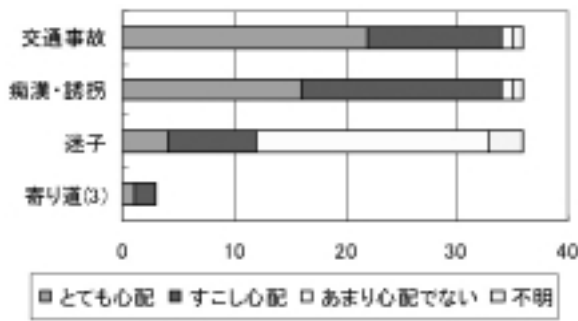


図25 心配なこと

冬季帰り道が暗くなることを考慮すると、最低子どもの足で通える範囲である小学校区内に学童保育がひとつはある事が望まれる。

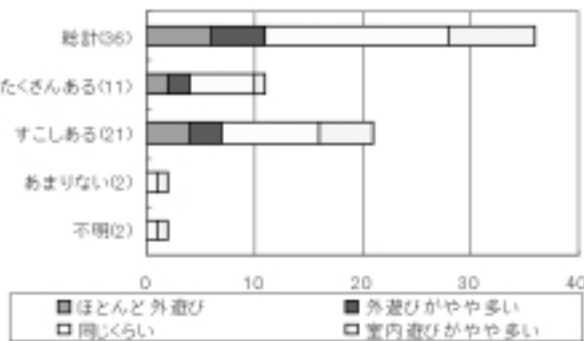


図26 遊び場の数からみた遊びの割合

b 遊び場(図26)は学童保育所周辺の遊び場の数と遊びの割合を表している。全体的にみると、「たくさんある」(11クラブ)と「少しある」(21クラブ)が大部分を占めているが、「あまりない」ところも2クラブある。遊びの割合をみると「ほとんど外遊び」(6クラブ)、「外遊びのほうが多い」(5クラブ)、「同じくらい」(17クラブ)で程度の差はあるが、多くの学童保育所で外遊びが大きな位置を占めていることがわかる。

遊具のある公園はほとんどの学童保育が近くにあると答えているが、自然空間があるのは1クラブのみである。表11をみると、遊び場や遊び場までの道中で事故や犯罪にあっていることがわかる。

施設の狭さを補うだけでなく、あっても近くにないと日常的に使えないことや、事故に遭う危険性を減らし、緊急時、すぐに対応できるためにも、すぐそばに自由に使える戸外の遊び場が確保できていることが望ましい。

c 地域住民との交流

地域住民との交流は、「よくある」(3クラブ)と「少

しある」(21クラブ)を合わせて半数以上あり、「学童保育主催の行事」(8クラブ)「地域やPTA主催の行事」(4クラブ)「近くのディケアセンターとの交流」(1クラブ)を交流の機会として挙げている。さらに企画したものでなく、「地域の子どもと一緒に遊んだり、学童保育に遊びに来る」(9クラブ)「地域の大人が遊んでくれたり、声をかけてくれる」(4クラブ)といった自然発生的な交流の記述もみられる。

「指導員が1人なので、公園等で地域の大人が見守ってくれて、とても助かっている」(ヒアリングNo.2)のように、地域住民からの理解や協力が得られており、評価できる。

その一方で、地域住民から苦情がでることがあり、19クラブが「とても気を遣い、子どもの行動を制限することがある」、14クラブが「少し気を遣う」と答えている(図27)。施設タイプ別にみると、アパート・マンションが最も多く(4クラブ中4クラブ)、長屋、雑居ビルと続く。特に長屋やアパート・マンションでは声や振動が伝わりやすいため、したくてもできない遊び(図16)として「動的な遊び」、「合唱・楽器演奏」が挙げられていることから、行動を制限されて、生活の場としての条件3)自由にすごせることが阻害されていることが浮き彫りになった。

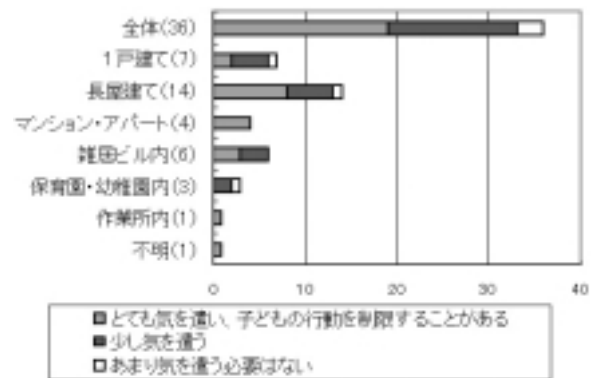


図27 周囲への気遣いの程度

・まとめ

以上、大阪市の学童保育所を対象として、家庭に代わる生活の場としての条件に照らしながら、民設型学童保育所が抱える施設環境の空間的問題を明らかにしてきた。

学童保育所は家庭に代わる生活の場であることから、第1に、おやつを含む食事や静養、排泄といった基本的な生活行為が保障されることが必要である。しかし静養スペースが確保されているところは少なく、確保されてい

ないところでは周りを気にせずゆっくり休めない、遊びを中断しなくてはならない。また、住宅・事務所用の台所やトイレ設備、玄関では複数の子どもたちが使うものとして対応しておらず、適切なものに改修されている例はほとんどない。また障害児の受け入れが多い事実にも照らし、トイレや玄関等のバリアフリー化の検討も必要である。

第2に、災害に対する安全が確保され、拠点となる施設を継続して使うことができ、危険や不安にさらされることなく毎日を過ごせることが必要である。しかし多くの学童保育所は老朽化しているが、補修することなく使っているところもある。また、玄関は狭く、非難口があるところも少ないため、災害に対する不安を抱えながら運営している。加えて立ち退き等で移転を繰り返さなくてはならない状況は、安定した保育運営の大きな障害になっている。

第3に、遊びのような積極的な行為だけでなく、ぼーっとしたり、寝転がってくつろいだりといった余暇や目的のない行為も含めて、自由に過ごせる空間が必要である。寝転がることができる一定の広さとともに、1人ひとりの子どもがやりたいことを実現し、じっくりと取り組めるよう動的遊びと静的遊びを分ける生活室と遊戯室を確保すべきである。しかし多くの学童保育所では床面積の不足から動的遊びと静的遊びの空間を分離できておらず、静養スペースとの分離もできないところでは子どもたちの自由な活動に支障をきたしていた。加えて、音や振動が伝わりやすい、すぐそばに戸外遊び空間のないために、特に長屋や雑居ビルでは、空間的制約からやりたい遊びができずにいるところが多いことがわかった。

大阪市の民設型学童保育所では、長屋を利用しているところが最も多く、その他1戸建て、アパート・マンションなどの居住用施設、加えて雑居ビルを利用しているところもみられた。施設タイプ別に抱えている、特に大きな課題を挙げると以下のように整理できる。

- 1) 1戸建：十分な広さがあると評価しているところが多く、面積が比較的大きいため動的遊びと静的遊びを分ける空間があるところが多い。またおやつ作りができる台所や便器が複数ある等比較的整っている。しかし静養スペースや事務スペースが確保されているところは少ない。
- 2) 長屋：すべてが築30年を超えており、老朽化が深刻である。静養スペースや事務スペースといった小規模な空間は一定数確保できているが、面積的な問題から遊戯室を確保できていない。音や振動が伝わりやすいため、子どもの行動を制限するほど周囲に気を遣う程度

が高く、したくてもできない遊びがあるところが多い。

- 3) マンション・アパート：比較的面積が小さいための遊び遊ぶには狭く、ワンルームのなかで動的遊び、静的遊び、静養等が混在しているところがほとんどで、周囲への気遣いの程度がたいへん高く、施設の空間的制約からしたくてもできない遊びが多い、非難口がないところが多いなど課題が多い。

- 4) 雑居ビル：RC造で面積も小さいところが多い。動的遊びと静的遊びを分ける空間ないところがほとんどで、事務コーナーを確保しているところがいくつか見られるが、静養スペースの確保はほとんどされていない。事務所用施設なので、玄関や台所といった設備がないところがあり、専用トイレがないところもある。気遣いの程度が高く、庭先遊びのようなすぐそばで遊べる外部空間はない。

- 5) 保育園・幼稚園内：比較的面積が大きく、静養室や事務室は、併設保育園・幼稚園のものを利用できるため、すべてが動的遊びと静的遊びを分離できている。加えて移転の心配がなく、周囲へ気を遣う必要がないところが多い。トイレは園児・幼児との共用ではあるが、子ども用の複数の便器があり、問題はあまり見られない。

大阪市内の学童保育所は、父母が一から作り上げてきた歴史を持ち、父母自らが運営に関わることができるので、就労状況にあった保育体制や高学年・障害児の弾力的な受け入れなどの利用者のニーズにきめ細かく対応しやすい。このような運営を活かしながら、学童保育施設の最低基準を明確にし、公的に保障することが必要である。民家・アパートのような民設施設を使用する場合、施設の持つ家庭らしさを尊重し、空間分節のし易さなどの利点を活かしながら適切な改修によって複数の子どもたちが家庭に代わって過ごすためにふさわしい空間条件を整えられるように整備することが求められる。

本研究では、民設型学童保育所が抱える空間的課題を明らかにするにとどまったが、今後はより詳細な事例調査等により、数値化を含めた最低基準の明示につなげていくことが課題である。その際には、一律の基準を検討しながらも、多様な民設施設がもつそれぞれの個性を活かした施設計画ができることが重要になってくると思われる。そのため、施設タイプの違いが子どもに与える影響やその要因等の検討は今後取り組むべき課題である。

### 参考資料・参考文献

- 1) 三矢勝司ほか：民家型学童保育施設の空間構成に関する調査研究、日本建築学会大会学術梗概集（1997）
- 2) 今井正次ほか：児童の学童保育所内の滞留と行為内容 - 学童保育所の計画に関する研究 -、日本建築学会大会梗概集（1993）
- 3) 今井正次ほか：室の分離段階からみた学童保育所の計画に関する研究、日本建築学会大会梗概集（2003）
- 4) 今井正次ほか：学童保育所の保育室空間における分節に対する意識とその有効性、日本建築学会大会梗概集（2004）
- 5) 横山俊祐ほか：運営方法からみた学童保育の実態と特性・プレイベース・コミュニティベースとしての学童保育の可能性に関する研究(1)、日本建築学会大会梗概集（2002）
- 6) 空間特性からみた「地域型」学童保育の評価、日本建築学会大会梗概集（2004）
- 7) 大阪学童保育連絡協議会：大阪の学童保育2001年度、資料集、100-104 (2001)
- 8) 厚生労働省、平成13年地域児童福祉事業等の概況（2001）
- 9) 学童保育情報2002-2003、P 35 (2002)

### 〔註〕

<sup>1)</sup> 学童保育連絡協議会によると、2004年5月現在、学童保育数は14,678クラブ（設置率62.1%）となり、法制化された1997年からこの7年間で5630クラブ、5年前と比べて3702クラブ増えている。

<sup>2)</sup> 施設・設備に関する基準については、改正児童福祉法施行令第1条において「放課後健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない」と記されているだけである。2004年7月現在、基準を定めているところは全国3169自治体中わずか45自治体（2%）のみで、基準を定めていても自治体ごとに、部屋の広さのほかトイレやロッカーの設置など、基準の内容は異なることが厚生労働省の調査で明らかになっている。

<sup>3)</sup> 国が定める補助基準は、児童館内に学童保育を設置する場合、31.8㎡、学童保育専用施設を設置する場合63.6㎡、全児童対策内で実施する場合1.65㎡/人となっている。子供未来財団は厚生労働省の委託事業として、社会福祉法人等が学童保育施設を整備する際に要する費用を助成する補助事業を行っている。助成額は9,348,000円を上限（単価の上限は147,000円）とし、助成額 = 利用児童の定員 × 3.18 × 1㎡あたりの整備単価 × 2/3（助成率）で算出される。3.18㎡は児童館の施設整備に対する国庫補助の用件を基準に設定されている。

<sup>4)</sup> 現在ある児童福祉施設の最低基準を参考に、長期休暇中全員でのお昼寝ができる広さを考慮して生活室、遊戯室それぞれ1.98㎡/人（有効面積1.65㎡、畳1畳分の広さ）、供用する場合は3.96㎡/人（有効面積3.3㎡/人）を確保できる広さを基準にしている。